

秋田都市計画特別用途地区の変更（秋田市決定）

変更理由書

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
大規模集客施設制限地区	約 828 ha	
合計	約 828 ha	

大規模集客施設制限地区は、現在準工業地域に指定しているが、用途地域の区域境界を地形、地物等で整序することに伴う準工業地域の区域変更および雄和妙法地区における準工業地域の指定と整合を図るため、当該地区の区域を変更するものである。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

秋田都市計画用途地域の区域境界の整序に伴う準工業地域の区域変更および雄和妙法地区における準工業地域の指定と整合を図るため、当該地区の区域を変更するものである。

新旧対照表（秋田市決定）

（変更前）

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 820 ha	
合 計	約 820 ha	

（変更後）

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 828 ha	
合 計	約 828 ha	

（主な変更事項）

区域の変更

秋田都市計画特別用途区変更総括図 (大規模集客施設制限地区)

議案第9号関係

- 凡例
- 変更前
 - 変更後

下新城野字琵琶沼地区 編入地区
下新城野字琵琶沼地区 除外地区

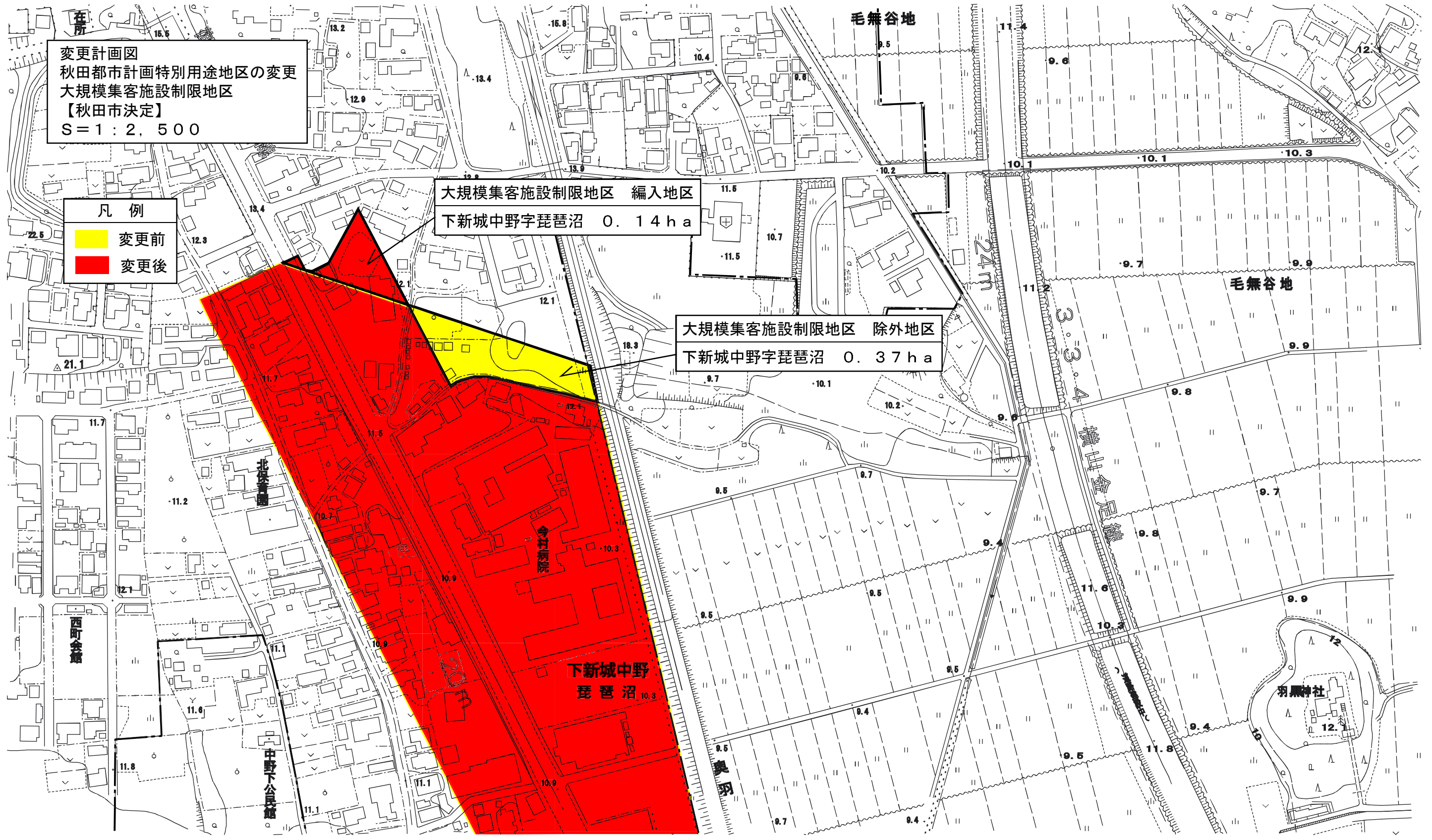
河辺和田地区 編入地区
河辺和田地区 除外地区

四ツ小屋末戸松本字地藏田地区 編入地区
四ツ小屋末戸松本字地藏田地区 除外地区

四ツ小屋末戸松本字地藏田地区 除外地区

雄和妙法地区 編入地区

秋田都市計画特別用途区	面積(㎡)	種別
河辺和田地区(編入)	1,234	第一種住居地域
河辺和田地区(除外)	567	第一種住居地域
四ツ小屋末戸松本字地藏田地区(編入)	890	第一種住居地域
四ツ小屋末戸松本字地藏田地区(除外)	123	第一種住居地域
雄和妙法地区(編入)	456	第一種住居地域
雄和妙法地区(除外)	789	第一種住居地域
下新城野字琵琶沼地区(編入)	210	第一種住居地域
下新城野字琵琶沼地区(除外)	345	第一種住居地域
計	3,456	

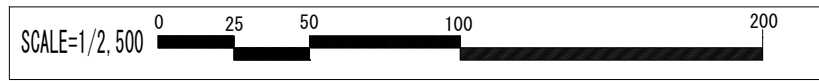


変更計画図
秋田都市計画特別用途地区の変更
大規模集客施設制限地区
【秋田市決定】
S=1:2,500

凡 例
■ 変更前
■ 変更後

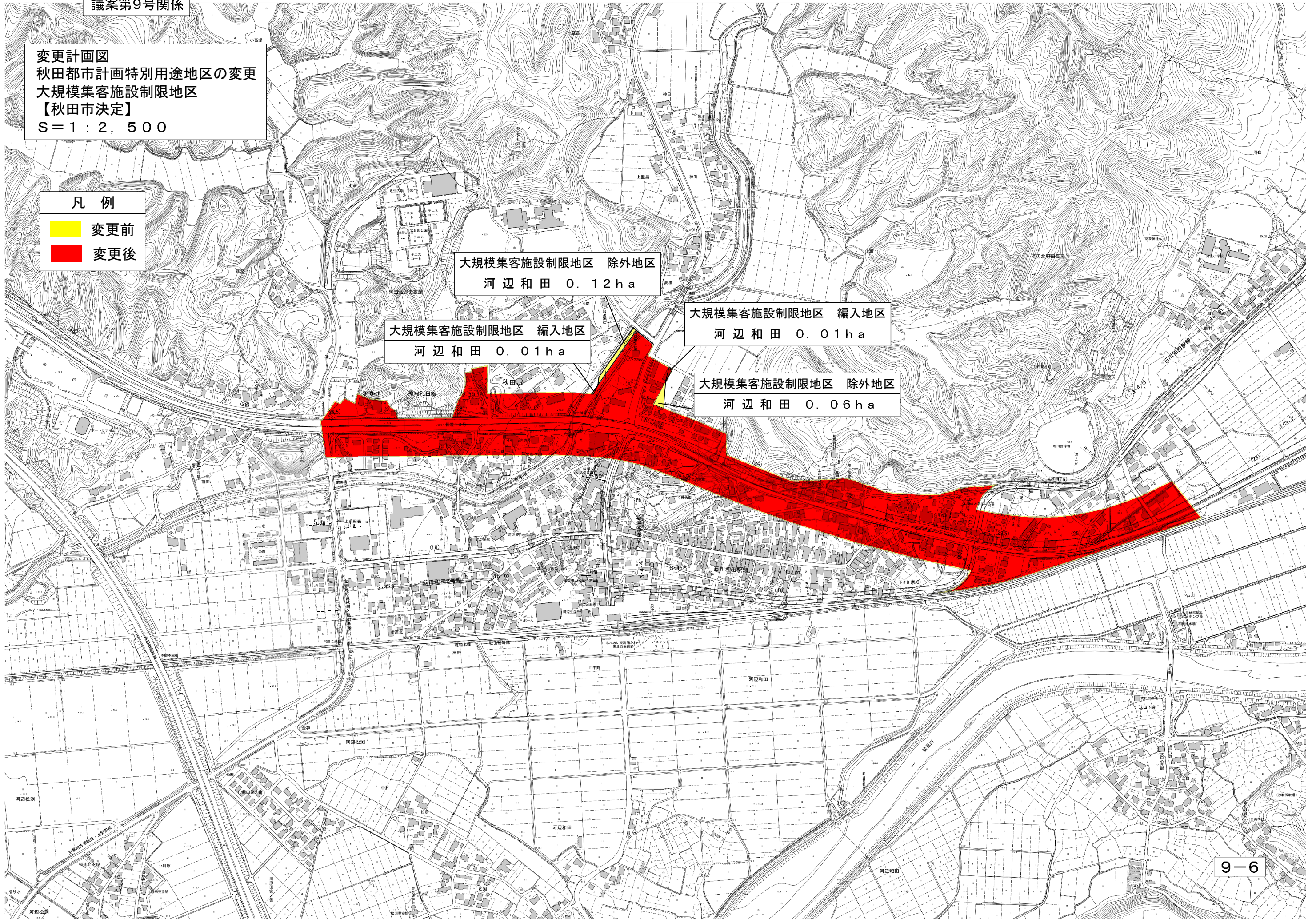
大規模集客施設制限地区 編入地区
四ツ小屋末戸松本字地藏田地区 0.01ha

大規模集客施設制限地区 除外地区
四ツ小屋末戸松本字地藏田地区 0.31ha



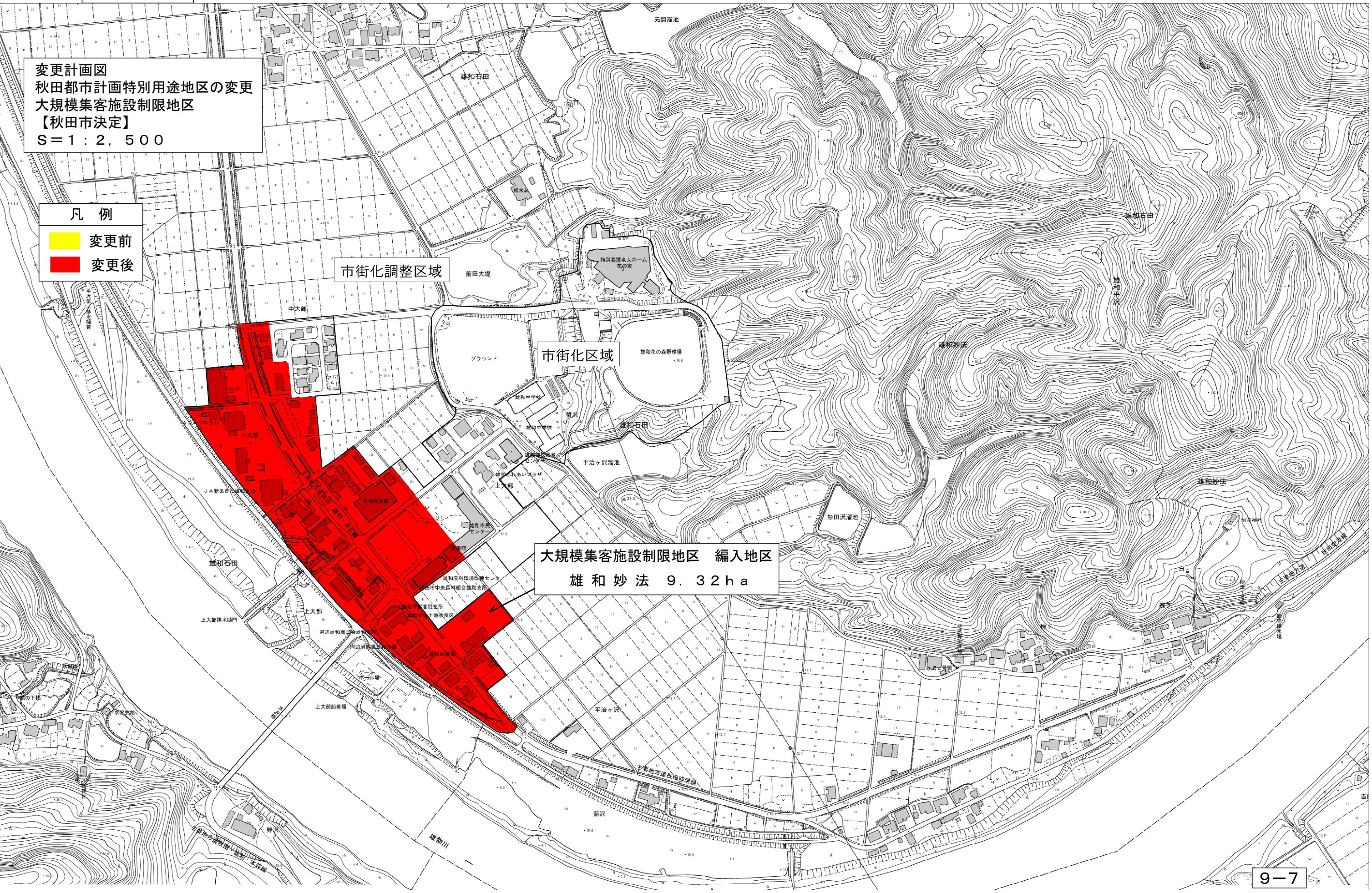
変更計画図
秋田都市計画特別用途地区の変更
大規模集客施設制限地区
【秋田市決定】
S=1:2,500

凡例
■ 変更前
■ 変更後



変更計画図
秋田都市計画特別用途地区の変更
大規模集客施設制限地区
【秋田市決定】
S=1:2,500

凡例
■ 変更前
■ 変更後



大規模集客施設制限地区 編入地区
雄和妙法 9.32ha

市街化調整区域

市街化区域